

令和８年度 東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会

次 第

日 時 : 令和８年７月２７日（月）
14時45分～15時45分
場 所 : 都庁第一本庁舎７階大会議室

- 1 開会
- 2 座長選任
- 3 知事挨拶
- 4 議事

（１）プレゼンターによる発表

千葉 一裕氏（東京都参与）

（２）意見交換

テーマ 先進テクノロジーや新たな発想の活用による、
東京の農林水産業のイノベーション

- 5 閉会

資料1

東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会 委員名簿

(敬称略)

分野	所属等	氏 名
農業	東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授	やぎ ひろのり 八木 洋憲
林業	一般社団法人日本森林技術協会 ICT林業推進室 室長	おおがや なお か 大萱 直花
水産業	東京海洋大学 海洋生命科学部 教授	くどう たかふみ 工藤 貴史

東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会 アドバイザー

(敬称略)

分野	所属等	氏 名
農業	株式会社ネイバーズファーム 代表取締役	うめむら けい 梅村 桂
林業	株式会社山武師 代表取締役	もりや はやと 森谷 隼斗
水産業	三宅島漁業協同組合 組合員 西丸船主	にしだ けいし 西田 圭志

東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会 プレゼンター（基調講演）

所属等	氏 名
東京都参与	ちば かずひろ 千葉 一裕

東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会設置要綱

8 産 労 農 調 第 371 号

令 和 8 年 7 月 1 日

(設置)

- 第1 農林水産業をめぐる状況は急速に変化しており、農林水産業共通の課題も増加傾向にある。
- 東京都における今後の農林水産業振興の方針及び速やかに実施すべき施策等について、分野横断的な専門家等による意見交換及び連携の場として、「東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第2 懇談会では、以下の事項について意見交換等を行う。
- (1) 東京都における今後の農林水産業振興の方向性に関すること。
 - (2) 農林水産業を取り巻く環境の変化に対し、迅速かつ有効な対応を図るための横断的に連携可能な施策に関すること。
 - (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(専門家等)

- 第3 懇談会は、知事が別途委嘱する専門家をもって構成する。
- 2 知事が必要であると認める場合には、専門家以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門家等の任期)

- 第4 専門家等の任期は、委嘱を受けた日からその年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(座 長)

- 第5 懇談会には座長を置き、専門家の互選により選任する。
- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する専門家等が、その職務を代理する。

(懇談会)

- 第6 懇談会は、知事が招集する。
- 2 懇談会は、オンラインにより参加することができる。
 - 3 懇談会の事務局は農林水産部調整課に置き、関係事務を行う。

(部会の設置)

- 第7 会議には、分野ごとの部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会の運営については、東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会 部会設置要領（令和8年7月1日付8産労農調第372号）で別途定めるものとする。

(公開)

第8 会議は、東京都情報公開条例第7条各号に係る案件を取り扱う場合を除き、公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(その他)

第10 この要綱で定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、以下要綱は廃止する。

(1) 東京の農業振興に向けた専門懇談会設置要綱(令和5年6月21日付5産労農振第828号)

(2) 東京の水産業振興に向けた専門懇談会設置要綱(令和4年6月6日付4産労農水第439号)

(3) 東京の林業振興に向けた専門懇談会設置要綱(令和4年6月6日付4産労農森第297号)

令和8年度 東京の農林水産業振興に向けた専門懇談会 座席表

令和8年7月27日(月) 14時45分～15時45分

第一本庁舎7階 大会議室

